

第 30 回 非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ

2024 年 5 月 31 日（金）16 時 00 分
日 本 証 券 業 協 会 第 4 会 議 室
（ 太 陽 生 命 日 本 橋 ビ ル 8 階 ）

議 案

○ 規則改正案等について

- （１）「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」の一部改正案等について
- （２）「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の一部改正案等について
- （３）「店頭有価証券に関する規則」の一部改正案について
- （４）「株主コミュニティに関する規則」の一部改正案について

以 上

「店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則」の一部改正について（案）

令和 6 年 5 月 31 日

（下線部分変更）

改 正 案	現 行	備 考
（特定証券情報等の提供又は公表） 第 6 条 取扱協会員は、店頭有価証券等に係る特定証券情報（ただし、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第 14 条の 14 で定める場合にあつては、<u>発行者情報又は発行者情報と同等の情報とする。</u>（以下同じ。））が投資勧誘の相手方に提供又は公表されている場合に限り、当該店頭有価証券等について第 8 条に基づく投資勧誘を行うことができる。	店頭有価証券等の特定投資家に対する投資勧誘等に関する規則 （特定証券情報の提供又は公表） 第 6 条 取扱協会員は、店頭有価証券等に係る特定証券情報（ただし、金融商品取引法施行令（以下「金商法施行令」という。）第 14 条の 14 で定める場合にあつては特定証券情報と同等の情報をいう。（以下同じ。））が投資勧誘の相手方に提供又は公表されている場合に限り、当該店頭有価証券等について第 8 条に基づく投資勧誘を行うことができる。 （投資勧誘の要件） 第 8 条 取扱協会員は、次の各号に掲げる場合に应じ、それぞれ当該各号に定める要件をみたすことを確認したときに限り、顧客に対して当該店頭有価証券等の投資勧誘を行うことができる。 1 投資勧誘が私募又は私募の取扱いに該当するものである場合	➤ 最終改正：令和 5 年 6 月 30 日（同年 7 月 1 日施行） ➤ 取扱協会員が J-Ships を勧誘する際の情報提供について、法令（施 14 の 14）では不要とされている「50 名未満の者に対する特定投資家向け売付け勧誘等」の際にまで特定証券情報又はそれと同等の情報の提供又は公表を行うことを求めていたが、J-Ships の更なる利活用の観点から、発行者情報又はそれと同等の情報が提供されていれば不要とする。 取扱協会員の委託によって登録金融機関及び金融商品仲介業者が J-Ships を取り扱う場合の規定については、現在金融庁と協議中のため、方向性が確定次第改正。

改 正 案	現 行	備 考
3 投資勧誘が金商法施行令第1条の7の3第3号に規定する有価証券（同号<u>ロ</u>に掲げるものに限る。）の売買に係るものである場合 投資勧誘の相手方である顧客に対して、原則として特定投資家以外の者に当該店頭有価証券等の譲渡を行うことができない旨について告知すること（顧客に対して売付けに係る勧誘を行う場合を除く。）。	金商法施行令第1条の5の2第2項に定める要件に合致すること。 2 投資勧誘が特定投資家向け売付け勧誘等又は特定投資家向け売付け勧誘等の取扱いに該当するものである場合 金商法施行令第1条の8の2に定める要件に合致すること。 3 投資勧誘が金商法施行令第1条の7の3第3号に規定する有価証券（同号<u>ハ</u>に掲げるものに限る。）の売買に係るものである場合 投資勧誘の相手方である顧客に対して、原則として特定投資家以外の者に当該店頭有価証券等の譲渡を行うことができない旨について告知すること（顧客に対して売付けに係る勧誘を行う場合を除く。）。 （社内規則及び取扱要領） 第12条 取扱協会員は、本規則に基づき投資勧誘を行おうとする次の各号に掲げる有価証券の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる事項を社内規則において規定するとともに、当該社内規則に定めた事項を適切に遂行するための体制を整備しなければならない。 1 店頭有価証券 イ 第3条の規定により行う検証及び審査に関する事項	➤ 施行済の法令に合わせた所要の改正。

改正案	現行	備考
3 取扱協会員は、<u>前項の取扱要領の内容を変更した場合は、当該変更した内容及び変更後の取扱要領につき、本協会に提出するとともに、公表しなければならない。</u>	ロ 発行者に関する情報の取得に関する事項 ハ 特定投資家の管理に関する事項 ニ 店頭有価証券の受渡しに関する事項 ホ 不公正取引の確認に関する事項 ヘ その他取扱協会員が必要と認める事項 2 投資信託等 イ 第3条の規定により行う検証及び審査に関する事項（投資信託受益証券にあっては、審査に関する事項を除く。） ロ 投資信託等に関する情報の取得に関する事項 ハ 特定投資家の管理に関する事項 ニ 投資信託等の受渡しに関する事項 ホ その他取扱協会員が必要と認める事項 2 取扱協会員は、前項に定める社内規則の内容及び取扱要領を作成し、本協会に提出するとともに、公表しなければならない。 3 取扱協会員は、<u>投資勧誘を行う有価証券の区分に変更又は追加がある場合には、あらかじめ第1項に定める社内規則及び前項に定める取扱要領の内容を変更し、変更後の取扱要領を本協会に提出するとともに、公表しなければならない。</u>	➤ 有価証券の区分の変更・追加の際には、取扱要領等も変更されるので、記載ぶりを「株主コミュニティに関する規則」、「株式投資型クラウドファンディング業務に関する規則」に倣い改正。 株主コミュニティに関する規則 (社内規則及び取扱要領)

改正案	現 行	備 考
	付 則 この規則は、令和5年7月1日から施行する。	第 25 条 2 運営会員は、前項に定める社内規則の内容に基づき取扱要領を作成し、本協会に提出しなければならない。 3 運営会員は、前項の取扱要領を公表しなければならない。 4 運営会員は、<u>第2項の取扱要領の内容を変更した場合</u>は、当該変更した内容及び変更後の取扱要領につき、前2項の措置を講じなければならない。 株式投資型クラウドファンディング業務 に関する規則 (社内規則及び取扱要領) 第 17 条 2 会員等は、前項に定める社内規則の内容に基づき取扱要領を作成し、本協会に提出しなければならない。 3 会員等は、前項の取扱要領を、金商業等府令第146条の2第4項に規定する方法により投資者が閲覧することができる状態に置かなければならない。 4 会員等は、<u>第2項の取扱要領の内容を変更した場合</u>は、当該変更した内容及び変更後の取扱要領につき、前2項の措置を講じなければならない。 ➤ 最終改正付則

以 上

「特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）」に関する Q & A

問 41 特定投資家へ移行をしていない顧客に対して、本制度を紹介することはできますか。

答 41 ~~特定投資家に移行するための要件を満たしている顧客に対して、顧客が特定投資家へ移行をしていない一般投資家であっても本制度及び特定投資家制度の概要を説明について紹介することは可能です。~~

~~また、特定投資家に移行していない顧客に対して、特定投資家への移行の可否を判断するために本制度に関連する以下の情報を提供することも可能です。~~

① 特定投資家向け商品の銘柄一覧及びその概要

- 発行会社等ウェブサイトの URL
- 発行会社等が公表している情報・資料
- 発行会社等の概況（発行会社等から提供の同意を得た非公表情報含む）（注）
- 発行会社等のサービス・商品の概要（発行会社等から提供の同意を得た非公表情報含む）

② 発行者情報又は発行者情報に記載されている情報

③ 特定証券情報に記載されている情報のうち、以下の内容

- 発行総額・信託金の限度額
- 価格情報

~~一方で、本制度の対象は金商法上の特定投資家に限定されていることから、基本的に上記情報提供は「特定投資家」に移行するための要件を満たしているであろうと見込まれる顧客に対して行うことのほか、上記情報提供はあくまで顧客が特定投資家への移行を判断するために行うものであり、当該顧客が実際に投資判断をするために必要な個別商品の説明や勧誘（特定証券情報の提供など）は特定投資家に移行してから別途行う必要があることに留意が必要です。~~

~~なお、特定投資家制度の説明にあたっては、契約締結前交付書面及び契約締結時交付書面の交付等による一定の投資家保護を受けられなくなること等の留意すべき事項を説明する必要があります。ことや、特定投資家に移行することのメリットの一つとして、本制度で取り扱う店頭有価証券等の購入が可能となることを説明することが考えられます。~~

~~その際、本制度がどのようなものであるかを顧客に理解してもらうために、制度概要の説明資料や、特定投資家向け商品の銘柄一覧を示すことが考えられます。また、銘柄一覧には、会社の「発行者情報（注1）」や会社ホームページの URL を併記することも考~~

えられます。

ただし、特定投資家へ移行していない顧客に対して、特定投資家投資勧誘規則に基づき店頭有価証券等の取得勧誘等を行うことはできないことを踏まえ、個別の商品に係る説明・顧客からの質問への回答や証券情報（特定投資家向け取得勧誘の要項等を含む）の提示等は控えるべきであるほか、上記銘柄一覧等の提示においては取得勧誘等と受け取られないように配慮することが考えられます（注2）。

なお、特定投資家でない顧客に対して、特定投資家向け有価証券の取得勧誘等を行う場合には、有価証券届出書の提出が必要となります。

（関連規定） 金商法第4条第3項、金商法第45条

（注） 発行会社や運用会社の経営者や運用チームの略歴、株主等に関する情報、直近実施済みの増資に関する情報等を含みます。

（注1） 特定投資家投資勧誘規則第7条第1項に規定する「発行者情報」の公表前においては、特定投資家投資勧誘規則第6条第1項に規定する「特定証券情報」のうち、第二部【企業情報】を抜粋したものとすることが考えられます。

（注2） 例えば、「特定証券情報」を掲載するウェブサイトと、「発行者情報」を掲載するウェブサイトとを別途作成し、特定投資家に移行するための要件を満たしている顧客に対しては後者のURLのみ示すことが考えられます。

以 上

「店頭有価証券に関する規則」の一部改正について（案）

令和 6 年 5 月 31 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行	備 考
（企業価値評価等が可能な特定投資家に対する店頭有価証券の投資勧誘） 第 4 条の 2 協会員は、次の各号に掲げる取引を行う場合、特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項（同法第 34 条の 4 第 6 項において準用する場合を含む。）の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）のうち、自らの責任において企業価値評価等を行う能力を有することを当該協会員が認めた者に対して、店頭有価証券に係る投資勧誘を行うことができる。	店頭有価証券に関する規則 （企業価値評価等が可能な特定投資家に対する店頭有価証券の投資勧誘） 第 4 条の 2 協会員は、次の各号に掲げる取引を行う場合、特定投資家（金商法第 2 条第 31 項に規定する特定投資家（同法第 34 条の 2 第 5 項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第 34 条の 3 第 4 項の規定により特定投資家とみなされる者を含む。）をいう。以下この条において同じ。）のうち、自らの責任において企業価値評価等を行う能力を有することを当該協会員が認めた者に対して、店頭有価証券に係る投資勧誘を行うことができる。 1 金商法第 2 条第 3 項第 2 号ハに規定する取得勧誘に係る取引 2 金商法第 2 条第 4 項第 2 号ハに規定する売付け勧誘等に係る取引 3 金商法施行令第 1 条の 7 の 3 に規定する取引	➤ 最終改正：令和 5 年 6 月 30 日（同年 7 月 1 日施行） ➤ これまで対象外としていた企業価値評価等が可能なプロ成り個人投資家を追加。 ➤ プロ成り個人投資家に係る企業価値評価等の追加にあたり、QA の該当箇所を更新予定。

改 正 案	現 行	備 考
	4 顧客による店頭有価証券の売付け 2 協会員は、前項に基づく投資勧誘を行う場合には、顧客から次に掲げる事項について書面による表明及び確約を得なければならない。 1 顧客は自らの責任において当該店頭有価証券の発行会社に関する企業価値評価等を行い、当該企業価値評価等に基づいて投資を行う旨 2 その他各協会員において必要と認める事項 3 協会員は、第1項に基づく投資勧誘を行う場合には、当該店頭有価証券の発行会社について、次に掲げる情報を顧客に提供しなければならない。ただし、当該顧客との間で当該情報の提供が不要である旨を確認した場合は、この限りでない。 1 企業概要 2 事業内容 3 財務情報 4 私募の取扱いを行う場合にあっては、将来の見通しに関する事項 4 協会員は、第1項に基づく投資勧誘について、本協会が別に定めるところにより、本協会に報告しなければならない。なお、金融商品仲介業務として同項に基づく投資勧誘を行う場合の特別会員による報告は、当該特別会員に当該金融商品仲介業務の委託を行った会員が当該特別会員について併せて報告を行うことで足	

改 正 案	現 行	備 考
	りる。 付 則 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。 2 この規則の施行日の前日において施行されていた「店頭有価証券の売買その他の取引に関する規則」（公正慣習規則第 2 号。以下「旧公正慣習規則第 2 号」という。）第 15 条及び第 18 条の規定により開始した募集等の取扱い等については、引き続き、旧公正慣習規則第 2 号の当該規定を適用する。 付 則 この改正は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。	➤ 最終改正付則

以 上

「株主コミュニティに関する規則」の一部改正について（案）

令和 6 年 5 月 31 日
（下線部分変更）

改 正 案	現 行	備 考
	株主コミュニティに関する規則 （株主コミュニティへの参加手続及び参加に関する勧誘の禁止） 第 9 条 運営会員は、投資者から株主コミュニティへの参加の申出を受けた場合を除き、当該投資者に係る当該株主コミュニティへの参加の手続を行ってはならない。 2 運営会員は、株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行ってはならない。ただし、当該勧誘の相手方が次のいずれかに該当する者であることを確認できた場合は、この限りでない。 1 当該株主コミュニティ銘柄の保有者 2 当該株主コミュニティ銘柄の発行者の役員又は従業員 3 当該株主コミュニティ銘柄の発行者の被支配会社等（金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令	➤ 最終改正：令和 6 年 1 月 16 日（同年 4 月 1 日施行） 「非上場有価証券特例仲介等業者」の参入が可能となることから、定款改正のタイミング（2023 年 5 月現在未定）で、「会員」を主語としている箇所を改正。 ➤ 各号の入替えを行い、以下のとおり整理を行った。 ・ 1～4 号：既存株主、会社関係者等 ・ 5 号：過去に 1～4 号の属性であった者 ・ 6 号：発行会社の役職員や過去にそうであった者の配偶者等親族 ・ 7 号：特定投資家 ➤ 第 5 号から移動。

改 正 案	現 行	備 考
(以下「定義府令」という。)第6条第3項に規定する被支配会社等をいう。) 又は関係会社(定義府令第7条第2項に規定する関係会社をいう。)の役員又は従業員 <u>4</u> 当該株主コミュニティ銘柄の発行者の取引関係者(当該発行者の指定する当該発行者と取引関係にある者をいう。)の役員又は従業員 <u>5</u> 前<u>4</u>号に掲げる者であった者 <u>6</u> 第2号に掲げる者又は同号に掲げる者であった者の配偶者又は二親等内の親族 <u>7</u> 特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の投資者とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。))の規	(以下「定義府令」という。)第6条第3項に規定する被支配会社等をいう。) 又は関係会社(定義府令第7条第2項に規定する関係会社をいう。)の役員又は従業員 (新 設) <u>3</u> 前<u>2</u>号に掲げる者であった者 <u>4</u> 第2号に掲げる者の配偶者又は二親等内の親族 <u>6</u> 特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の投資者とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含む。))の規	➤ 発行体をよく知る者と考えられることから追加。 ➤ 属性の確認方法として、発行体が取引関係会社リストを作成し、証券会社に提供する方法等が考えられる。 ➤ 第3号から移動。 ➤ 従前は、「既存株主」(1号)だった者と「発行者の役職員」(2号)だった者としていたが、「関係会社や取引先の役職員」(3・4号)だった者も追加することとする。 ➤ 第4号に掲げる者であった者は、取引関係者リストの取引関係会社の元役職員及び取引解消した過去の取引先の役職員を指す。 ➤ 第4号から移動。 ➤ 「当該株主コミュニティ銘柄の発行者の役員又は従業員であった者の配偶者又は二親等内の親族」を追加。

改 正 案	現 行	備 考
定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。)	定により特定投資家とみなされる者を含む。)をいう。以下同じ。) 3 前項の規定にかかわらず、株主コミュニティ銘柄が店頭取扱有価証券（当該店頭取扱有価証券の発行者が会社内容説明書を作成している場合にあっては、第13条第2号の規定により運営会員に提供した直近の会社内容説明書を不特定多数の者が閲覧できるウェブページに掲載している場合に限る。）に該当する場合は、運営会員は当該株主コミュニティ銘柄に係る株主コミュニティへの参加に関する勧誘を行うことができる。この場合において、運営会員は、当該発行者と協議のうえ、あらかじめ当該株主コミュニティの組成の目的に適した参加に関する勧誘の相手方となる顧客の属性を定め、当該顧客のみに当該勧誘を行うものとする。 4 運営会員は、株主コミュニティへの参加の申出を行った者に対し、次の各号に掲げる情報を提供しなければならない。 1 事業年度、定時株主総会の時期及び定時株主総会の議決権の基準日等の株主コミュニティ銘柄の発行者に関する基本的な情報 2 第14条及び第16条の2第3項の規定に基づく株主コミュニティ銘柄の発行者に関する情報の提供を受ける方法又は当該情報を閲覧する方法に関する	

改 正 案	現 行	備 考
2 投資勧誘の相手方となる顧客が、第9条第2項第1号から第<u>6</u>号までのいずれかに該当する場合で、当該株主コミュニティに参加することを当該株主コミュニティ銘柄の取得の条件とするとき	情報 (株主コミュニティの参加者以外の者に対する投資勧誘の特例) 第 16 条の3 第 16 条の規定にかかわらず、運営会員は、次の各号に掲げる場合は、株主コミュニティの参加者以外の者（第 9 条第 2 項各号に掲げる者に限る。）に対して、当該株主コミュニティに係る株主コミュニティ銘柄の投資勧誘を行うことができる。この場合、投資勧誘の相手方となる顧客は、株主コミュニティへの参加前であっても参加者とみなして、第 10 条、第 12 条第 3 項、第 14 条、第 15 条、第 16 条の 2 第 1 項及び第 31 条の規定を適用する。 1 投資勧誘の相手方となる顧客が当該株主コミュニティに参加することを当該株主コミュニティ銘柄の取得の条件として、運営会員が当該株主コミュニティ銘柄の少人数私募（金商法第 2 条第 3 項第 2 号ハに規定する取得勧誘をいう。）の取扱いを行う場合 2 投資勧誘の相手方となる顧客が、第 9 条第 2 項第 1 号から第<u>5</u>号までのいずれかに該当する場合で、当該株主コミュニティに参加することを当該株主コミュニティ銘柄の取得の条件とするとき	➤ 参加勧誘対象として発行体をよく知る者と考えられる者を 9 条第 2 項に追加したことから、特例の対象としても追加。

改 正 案	現 行	備 考
	2 第16条の規定にかかわらず、運営会員は、投資勧誘の相手方となる顧客が第9条第2項第1号に該当する場合、当該顧客に対し、当該株主コミュニティ銘柄の顧客による売付けに係る投資勧誘を行うことができる。この場合、投資勧誘の相手方となる顧客は、当該株主コミュニティへの参加を要しない。 3 前項に基づく投資勧誘の結果として、当該株主コミュニティの参加者又は運営会員を相手方として行われる株主コミュニティ銘柄の店頭取引については、第17条の規定は適用しない。 付 則 1 この規則は、平成27年5月29日（以下「施行日」という。）から施行する。 2 会員は、「フェニックス銘柄に関する規則」第2条第5号に規定するフェニックス銘柄として指定されている店頭有価証券の株主コミュニティを組成してはならない。 3 施行日の前日において「店頭有価証券に関する規則」制定付則第3項の規定の適用を受けていた会員が、同項の規定により投資勧誘を行うことができた銘柄について株主コミュニティを組成しようと	制定付則。以下、付則は抜粋

改 正 案	現 行	備 考
	する場合には、当該銘柄の発行者が反社会的勢力に該当せず、かつ、反社会的勢力と関係がないことを当該会員が確認しているときに限り、第6条の規定は適用しない。 付 則（令6.1.16） この改正は、令和6年4月1日から施行する。	➤ 最終改正付則

以 上